

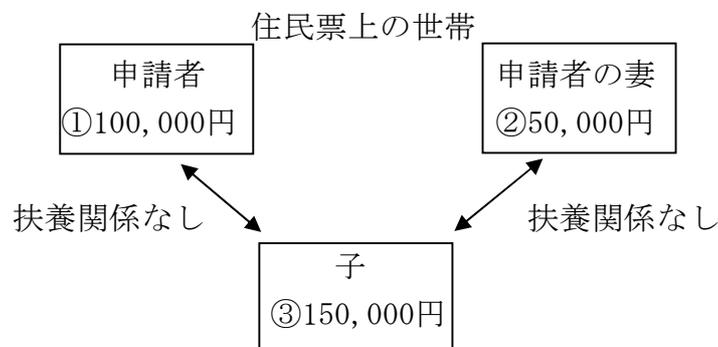
所得階層区分認定の例外的取扱いについて

申請者本人と住民票上同じ世帯であっても、所得階層認定の課税額合算対象から除外できる場合があります。

※除外要件（全てを満たさないと課税額合算対象から除外できません）

- 1 配偶者以外であること（住民票の続柄から確認します）
- 2 申請者及びその配偶者が除外対象者と地方税法上扶養関係にないこと（市町村民税の課税年額証明から確認します）
- 3 申請者及びその配偶者が除外対象者と医療保険上扶養関係にないこと（健康保険証から確認します）
- 4 申請者から除外対象とする申立てがあること

（例）申請者とその配偶者と子の世帯の場合



除外しない場合 : 税額 (①+②+③) 300,000円【自己負担20,000円】

除外した場合 : 税額 (①+②) 150,000円【自己負担10,000円】

◎ 必要な書類(通常の新規申請と異なります)

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書
- ② 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書（神奈川県及び東京都が指定する専門医療機関が発行した県指定のもの）
- ③ 申請者本人、**申請者の配偶者、除外対象者の健康保険証のコピー**
- ④ **世帯全員の住民票 1通**（続柄省略不可・「世帯全員の住民票の原本」との記載のあるもので、申請日以前3か月以内に発行されたもの・コピー不可）
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方（除外対象者も含む）の市町村民税の課税年額を証明する書類（**地方税法上の扶養関係が確認できるもの**。申請時に取得可能な最新のもので、かつ同一年度のもの。未就労の18歳未満の方については省略可能。）

※「市町村民税の課税年額を証明する書類」とは、課税（非課税）証明書や市町村が通知する市町村民税の決定通知書の写しです（**特別徴収税額通知書は不可です**）。

- ⑥ 市町村民税（所得割）の課税状況調査票